

○総務省令第九十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章く第三章 略〕</p> <p>第四章 雑則</p> <p>〔第一節く第二節の五 略〕</p> <p>第二節の六 着札金の使途 (第五十一条の十四の二・第五十二条の十四の二)</p> <p>第二節の七 混信等の許容の申出 (第五十一条の十四の四)</p> <p>〔第三節 略〕</p> <p>第四節 提出書類等 (第五十二条・第五十二条の二)</p> <p>〔第五節 略〕</p> <p>附則</p> <p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)</p> <p>第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一く十 略〕</p> <p>十一 法第六条第八項第五号に掲げる無線局のうち、同項の規定による周波数の公示の際に当該周波数を使用している無線局と無線通信の態様及び無線局の目的が同一であるもの(通信の最大距離)</p> <p>第六条の四の二 法第六条第八項第五号の総務省令で定める距離は、一キロメートルとする。(適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとする基準)</p> <p>第六条の四の三 略(免許等の有効期間等)</p> <p>第七条 略</p> <p>第七条の二 法第十三条第二項の総務省令で定める船舶地球局は、国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)のインマルサットC型の無線設備を使用するもの又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二一・三五MHzから、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。</p> <p>第七条の三 略</p> <p>第七条の四 略</p> <p>第八条 第七條及び前二條の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。))とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。)に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局(設備規則第三条第一号に規</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章く第三章 同上〕</p> <p>第四章 雑則</p> <p>〔第一節く第二節の五 同上〕</p> <p>第二節の六 混信等の許容の申出 (第五十一条の十四の二)</p> <p>〔第三節 同上〕</p> <p>第四節 提出書類 (第五十二条)</p> <p>〔第五節 同上〕</p> <p>附則</p> <p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)</p> <p>第六条の四 〔同上〕</p> <p>〔一く十 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとする基準)</p> <p>第六条の四の二 〔同上〕</p> <p>(免許等の有効期間)</p> <p>第七条 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>第八条 前三條の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。))とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。)に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局(設備規則第三条第一号に規定する携帯</p>

定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎒を超え二、五七五㎒以下及び二、五九五㎒を超え二、六四五㎒以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。)、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。))をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十四第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(法第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定基地局(同条第一項に規定する特定基地局をいう。以下同じ。))の開設計画の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間)とする。

(特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間)

第九条の三 法第二十七条の二十の三第八項に規定する同条第七項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(法第二十七条の二十の二第二項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定高周波数無線局(同条第一項に規定する特定高周波数無線局をいう。))に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間)とする。

(簡易無線局に係る無線設備の変更等)

第九条の四 [略]

(開設計画の認定の取消猶予の勸業事項)

第十一条の二の十一 法第二十七条の十六第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

[一 略]

二 法第五条第二項第四号に該当することとなつた認定特定基地局開設者において、過去に法第二十七条の十六第二項の規定により当該認定特定基地局開設者の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

(特定高周波数無線局の開設の認定の公示)

第十一条の二の十二 法第二十七条の二十の三第九項の総務省令で定める公示する事項は、認定を受けた者の氏名又は名称とする。

2 総務大臣は、認定を受けた者の氏名又は名称について法第二十七条の二十の三第十一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示する。

(特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない特別の事情)

第十一条の二の十三 法第二十七条の二十の四第四項の総務省令で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。

無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎒を超え二、五七五㎒以下及び二、五九五㎒を超え二、六四五㎒以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。)、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。))をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十四第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(法第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定基地局(法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局をいう。以下同じ。))の開設計画の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間)とする。

[新設]

(簡易無線局に係る無線設備の変更等)

第九条の三 [同上]

(開設計画の認定の取消猶予の勸業事項)

第十一条の二の十一 [同上]

[一 同上]

二 法第五条第一項第四号に該当することとなつた認定開設者において、過去に法第二十七条の十六第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

[新設]

[新設]

- 一 正当な理由がないのに、法第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた日から起算して二年以内に法第二十七条の二十の四第三項の規定による申請があつたこと。
 - 二 法第二十七条の二十の四第一項各号のいずれかに該当するおそれがあること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十七条の二十の四第三項の規定による申請により不正な利益を得るおそれがあること。
- (具備すべき電波等)

第十二条 「略」

〔2〕4 略〕

- 5 船舶地球局は、次の各号に掲げる船舶地球局の区別に従い、当該各号に定める電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。
- 一 インマルサット船舶地球局 総務大臣が別に告示する電波

〔二 略〕

〔6〕12 略〕

(義務船舶局等の無線設備の機器)

第二十八条 法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局等(法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。)の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局等のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

- 一 A一海域(F一B電波一五六・五二五MHz による遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。)のみを航行する船舶の義務船舶局(法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。)にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 略〕

(3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

- (一) ナブテックス受信機(F一B電波五一八kHz を受信することができるものに限る。以下この項において同じ。) 一台
- (二) 高機能グループ呼出受信機(ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。) 一台

〔(4) 略〕

- 二 A一海域及びA二海域(F一B電波二一八七・五kHz による遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏(A一海域を除く。)であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。)のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 略〕

(具備すべき電波等)

第十二条 「同上」

〔2〕4 同上〕

- 5 「同上」

- 一 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。) 総務大臣が別に告示する電波

〔二 同上〕

〔6〕12 同上〕

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

- 一 A一海域(F一B電波一五六・五二五MHz による遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。)のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 「同上」

- (一) ナブテックス受信機(F一B電波五一八kHz を受信することができるものに限る。以下この項において同じ。) 一台
- (二) 高機能グループ呼出受信機(ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。) 一台

〔(4) 同上〕

- 二 A一海域及びA二海域(F一B電波二一八七・五kHz による遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏(A一海域を除く。)であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。)のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一) ナブテックス受信機 一台

(二) 略

(4) 略

三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局等にあつては、次の機器

(1) 送信設備及び受信設備の機器

(一) 略

(二) 中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器を備えるものを除く。）の義務船舶局であつて、中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の周波数の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えるものは、この規定にかかわらず備えることを要しない。）

(2) 略

(3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一) ナブテックス受信機 一台

(二) 略

(4) その他の機器

(一) (二) 略

四 中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶（船舶安全法第四条の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器を備えるものを除く。）の義務船舶局であつて、中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えるものは、この規定にかかわらず備えることを要しない。）

(五) (六) 略

(七) インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備の機器（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局等にあつては、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備の機器又は中短波帯及び短波帯の無線設備（デ

(3) 同上

(一) ナブテックス受信機 一台

(二) 同上

(4) 同上

三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) 同上

(一) 同上

(二) 中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台

(2) 同上

(3) 同上

(一) ナブテックス受信機 一台

(二) 同上

(4) 同上

(一) (二) 同上

四 中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

(五) (六) 同上

(七) 新設

デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。)の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機) 一台

- 2 義務船舶局等の無線設備には、前項に掲げる機器のほか、当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器を備えなければならない。ただし、前項の機器又は当該義務船舶局等のある船舶に開設する他の無線局の無線設備により当該通信を行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 義務船舶局等のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの(総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局等の無線設備には、前二項の機器のほか、船舶保安警報装置(海上保安庁に対して船舶保安警報を伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。)を備えなければならない。ただし、前二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。
- 4 国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局等の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

〔表略〕

- 5 義務船舶局等のある船舶に積載する高速救助艇には、当該高速救助艇ごとに、手で保持しなくても、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。
- 6 義務船舶局等のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの(総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局等の無線設備には、第一項及び第二項の機器のほか、船舶長距離識別追跡装置(海上保安庁に対して自船の識別及び位置(その取得日時を含む。)に係る情報を自動的に伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。)を備えなければならない。ただし、第一項及び第二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

〔削る〕

〔削る〕

- 7 第一項の義務船舶局等であつて、その義務船舶局等のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六

- 2 義務船舶局の無線設備には、前項に掲げる機器のほか、当該義務船舶局のある船舶の航行する海域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器を備えなければならない。ただし、前項の機器又は当該義務船舶局のある船舶に開設する他の無線局の無線設備により当該通信を行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの(総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局の無線設備には、前二項の機器のほか、船舶保安警報装置(海上保安庁に対して船舶保安警報を伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。)を備えなければならない。ただし、前二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。
- 4 国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

〔表同上〕

- 5 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇には、当該高速救助艇ごとに、手で保持しなくても、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。
- 6 義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの(総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局の無線設備には、第一項及び第二項の機器のほか、船舶長距離識別追跡装置(海上保安庁に対して自船の識別及び位置(その取得日時を含む。)に係る情報を自動的に伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。)を備えなければならない。ただし、第一項及び第二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

- 7 第一項第三号の船舶であつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行するもの(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものを除く。)の義務船舶局は、中短波帯及び短波帯(四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。)の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。)の機器及び中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えなければならない。

- 8 前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第三号の(1)の(口)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。

- 9 第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五

・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局等における当該機器に係る規定を適用する。

8 「略」

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条ただし書の総務省令で定める無線設備は、次に掲げる義務船舶局等の無線設備とする。

- 一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶の義務船舶局等（国際航海に従事しない船舶のものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの
- 二 総トン数三〇〇トン未満の漁船の義務船舶局等

第二十八条の五 法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

「二・二 略」

三 第二十八条第一項第三号の義務船舶局等にあつては、同号の(1)の(イ)の無線設備及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の船舶地球局の無線設備を除く。）、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）

「2 略」

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

「4 5 7 略」

(予備品)

MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局等における当該機器に係る規定を適用する。

10 「同上」

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を第二十八条の五第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。

2 法第三十四条ただし書の総務省令で定める無線設備は、次に掲げる義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備とする。

- 一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶の義務船舶局等（国際航海に従事しない船舶のものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの
- 二 総トン数三〇〇トン未満の漁船の義務船舶局等

第二十八条の五 「同上」

「二・二 同上」

三 第二十八条第一項第三号の義務船舶局等にあつては、同号の(1)の(イ)の無線設備及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）

「2 同上」

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

「4 5 7 同上」

(予備品)

第三十一条 法第三十二条の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。

【一〽五 略】

六 蒸留水（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。） 五リットル（義務船舶局等以外は二リットルとする。）

【七 略】

八 ヒューズ 現用数と同数

【二〽五 略】

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十 法第三十九条第一項本文の義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

【一 略】

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第十八条第一項第三号(4)に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

【一〽三三三 略】

三十四 法第百三条の七の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

第二節の六 落札金の使途

（法第百三条の五第一項第二号の援助）

第五十一条の十四の二 法第百三条の五第一項第二号の総務省令で定める必要な援助は、次に掲げるものとする。

一 法第百三条の五第一項第二号に規定する変更に係る周知

二 法第百三条の五第一項第二号に規定する変更に係る相談窓口の設置その他の援助

（法第百三条の五第一項第三号の援助）

第五十一条の十四の三 法第百三条の五第一項第三号の総務省令で定める必要な援助は、次に掲げるものとする。

第三十一条 法第三十二条の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。

【一〽五 同上】

六 蒸留水（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。） 五リットル（義務船舶局以外は二リットルとする。）

【七 同上】

八 ヒューズ 現用数と同数

【二〽五 同上】

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十 【同上】

【一 同上】

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二二・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条 【同上】

【一〽三三三 同上】

三十四 法第百三条の六の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

【新設】

- 一 法第百三条の五第二項第三号に規定する導入に係る周知
- 二 法第百三条の五第二項第三号に規定する導入に必要な周波数の共同利用を促進する技術を用いた設備の整備
- 三 法第百三条の五第二項第三号に規定する導入に係る相談窓口の設置その他の援助

第二節の七 混信等の許容の申出

第五十一条の十四の四 「略」
(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第五号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 一六 略

七 法第百三条の七第二項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

一八 略

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一九 一十二 略	「略」
十三 広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項	その広域使用電波を使用する区域(当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定特定基地局開設者の住所)
一四 略	「略」

二三 一六 略

第四節 提出書類等

(納付された手数料の取扱い)

第五十二条の二 法及びこれに基づく命令の規定により納付された手数料は、免許、登録、許可等がされなかつた場合、又は申請等の取上げがあつた場合においても、返還しない。

別表第二号の二の三(第11条の2の3関係)

「表略」

注1 氏名については、請求者が認定特定基地局開設者(法第27条の15第3項に規定する認定特定基地局開設者をいう。以下同じ。)である場合に限り、提供する。

2 請求者が認定特定基地局開設者以外の者である場合にあっては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

三 略

4 移動する無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。た

第二節の六 「同上」

第五十一条の十四の一 「同上」
(権限の委任)

第五十一条の十五 「同上」

一 一六 同上

七 法第百三条の六第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

一八 同上

2 「同上」

一九 一十二 同上	「同上」
十三 広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項	その広域使用電波を使用する区域(当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定開設者の住所)
一四 同上	「同上」

二三 一六 同上

第四節 提出書類

「新設」

別表第二号の二の三(第11条の2の3関係)

「表同左」

注1 氏名については、請求者が認定開設者(法第27条の15第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。)である場合に限り、提供する。

2 請求者が認定開設者以外の者である場合にあっては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

三 同左

4 移動する無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。た

だし、請求者が認定特定基地局開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

[5～8 略]

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

[1～11 略]

1111 船舶地球局

(1) 第七条の二の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの 一年

[2・3 略]

[1114～11111 略]

別図第六号（第36条の2第1項第6号及び第8号関係）

[略]	[略]	装置の 識別表 示	航行状 態（注 3）	[略]							
-----	-----	-----------------	------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

[注1・2 略]

[削る]

注3 [略]

だし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

[5～8 同左]

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

[1～11 同左]

1111 [同左]

(1) 第十八条の二第一項の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの 一年

[2・3 同左]

[1114～11111 同左]

別図第六号（第36条の2第1項第6号及び第8号関係）

[同左]	[同左]	装置の 識別信 号（注 3）	航行状 態（注 4）	[同左]							
----------	----------	-------------------------	------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

[注1・2 同左]

注3 捜索救助用位置指示送信装置においては、「970X₁X₂Y₁Y₂Y₃Y₄」の9桁の数字であること（X₁、X₂、Y₁、Y₂、Y₃及びY₄は0から9までの数字とする。以下この注において同じ。）。

衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものにおいては、「974X₁X₂Y₁Y₂Y₃Y₄」の9桁の数字であること。

注4 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章く第三章 略〕</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の四）</p> <p>〔第五章く第九章 略〕</p> <p>附則 （記載事項の省略）</p> <p>第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局 開設を必要とする理由</p> <p>〔三く九 略〕</p> <p>〔2く6 略〕</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続 （合併等に関する規定の準用）</p> <p>第二十五条の八の二 第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定特定基地局開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定特定基地局開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定特定基地局開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>〔第二章く第三章 同上〕</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の二）</p> <p>〔第五章く第九章 同上〕</p> <p>附則 （記載事項の省略）</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局 開設を必要とする理由</p> <p>〔三く九 同上〕</p> <p>〔2く6 同上〕</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続 （合併等に関する規定の準用）</p> <p>第二十五条の八の二 第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。</p>

	る。	
	(価額競争の参加の申請)	
第二十五条の八の三	法第二十七条の二十の三第一項の価額競争の参加の申請をしようとする者は	[新設]
1	申請書に当該申請書及び同条第二項に定める添付書類の写し一通を添付しなければならない。	
2	法第二十七条の二十の三第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
一	当該申請書に対応する価額競争実施指針が示された告示の件名及び告示番号	
二	特定高周波数無線局の開設を必要とする理由	
三	特定高周波数無線局の開設の予定期日（一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する日の予定期日をいう。）	
四	法第二十七条の二十の二第二項第三号に基づき価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分のうち、申請者が該当するもの	
五	無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法	
六	法第二十七条の二十の二第二項第六号の規定に基づき価額競争実施指針において定める事項に関する事項	
七	前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の二十の二第二項第七号に基づき価額競争実施指針において定める事項に関する事項	
3	第一項の申請書の様式は別表第八号の七のとおりとし、当該申請書の添付書類の様式は別表第八号の八のとおりとする。	
	(届出を要しない申請書の記載内容の変更)	
第二十五条の八の四	法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。	[新設]
一	法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名	
二	前条第二項第一号に掲げる事項	
	(外国の無線局等の運用の許可手続)	(外国の無線局等の運用の許可手続)
第三十条の二	法第百三条の七の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。	第三十条の二 法第百三条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。
2	前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。	2 [同上]
	[一・二 略]	[一・二 同上]
三	法第百三条の七第一項各号に掲げる無線局の別	三 法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別
	[四〜六 略]	[四〜六 同上]
	[3・4 略]	[3・4 同上]
別表第二号第3	船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号第3 [同左]

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

[表略]

[注 1～28 略]

29 32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、施行規則第7条の2に規定する船舶地球局に該当しない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

[30～35 略]

36 40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。

- (1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の [] には該当する事項を記載すること。
この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条第1項第3号の(4)(七)のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るものとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第7項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

[(2)・(3) 略]

37 41の欄は、次によること。

[(1) 略]

- (2) 義務船舶局等に該当しない船舶局であつて、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

[(3)～(9) 略]

[38～40 略]

別表第二号の二第6 船舶局(特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[表略]

[注 1～13 略]

14 16の欄は、次によること。

[(1)・(2) 略]

- (3) 方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

装置の別	記載事項
[ア・イ 略]	[略]

[表同左]

[注 1～28 同左]

29 32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

[30～35 同左]

36 [同左]

- (1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の [] には該当する事項を記載すること。
この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の2第1項のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第6項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るものとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第9項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

[(2)・(3) 同左]

37 [同左]

[(1) 同左]

- (2) 非義務船舶局であつて、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

[(3)～(9) 同左]

[38～40 同左]

別表第二号の二第6 [同左]

[表同左]

[注 1～13 同左]

[14 同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

装置の別	記載事項
[ア・イ 同左]	[同左]

ウ 狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
[エ 略]	[略]

[15～24 略]

別表第八号の七 価額競争の参加申請書の様式（第 25 条の 8 の 3 第 3 項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

価額競争参加申請書

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第 27 条の 20 の 3 第 1 項の規定により、価額競争に参加したいので、別添の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注 1）

住 所	都道府県—市区町村コード 〒（ — ）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲（注 2）

3 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域（注 3、4）

4 その他事項

- (1) 該当する価額競争実施指針が示された告示の件名及び告示番号
- (2) 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由等
 - ア 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由
 - イ 開設しようとする特定高周波数無線局の目的
 - ウ 提供しようとする電気通信役務の種類（注 5）
- (3) 特定高周波数無線局の開設の予定期日（注 6）
- (4) 申請者の区分に関する事項（注 7）
- (5) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注 8）
- (6) 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件に関する事項（注 9）

ウ 狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
[エ 同左]	[同左]

[15～24 同左]

[新設]

(7) その他必要な事項として価額競争実施指針において定める事項に関する事項（注10）

注1 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 2 価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局の範囲内で、開設しようとする特定高周波数無線局の範囲を記載すること。
- 3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何 GHz から何 GHz まで」のように記載すること。なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
- 4 周波数の使用区域について、同一の価額競争実施指針に係る特定高周波数無線局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者の希望する周波数の使用区域を記載すること。
- 5 開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあつては、記載を要しない。
- 6 開設の予定期日は、一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する日の予定期日を「R7.10.01」のように記載すること。
- 7 価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分のうち、申請者が該当するものを記載すること。
- 8 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
- (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応の体制及び方法を記載すること。
 - (2) 内部規程等がある場合において、内部規程等の添付をもってその記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙として当該内部規程等を添付すること。
- 9 法第27条の20の2第2項第6号の規定により、認定特定高周波数無線局開設者が遵守し

なければならない条件として価額競争実施指針において定める事項について具体的に記載すること。

10 法第27条の20の2第2項第7号の規定により、その他必要な事項として価額競争実施指針において定める事項について具体的内容を記載すること。

11 用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の八 価額競争参加申請書に添付する書面の様式（第25条の8の3第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

価額競争参加申請書の添付書類

1 電波法第5条第3項各号に規定する相対的欠格事由（注1）

相対的欠格事由	処分歴等（法第5条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---------------	---

2 1のほか価額競争の参加者の資格として価額競争実施指針において定める事項に関連する事項（注2）

注1 法第5条第3項各号に掲げる欠格事由の有無について、該当するにレ印を付けること。

2 法第27条の20の2第2項第4号イの規定により、1に記載した事項のほか、価額競争の参加者の資格として価額競争実施指針において定める事項について、当該価額競争実施指針に基づき具体的内容を記載すること。

3 用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重畳線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である」

[新設]

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
(電源用蓄電池の充電)		
第五條 義務船舶局等(法第十三條第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。)の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。		
〔2 略〕		
(義務船舶局等の無線設備の機能試験)		
第六條 〔略〕		
〔2・3 略〕		
4 高機能グループ呼出受信機(施行規則第二十八條第七項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。)を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。		
(聴守電波等)		
第四十二條 〔略〕		
〔一・二 略〕		
三 船舶局については、次に掲げるもの		
〔1 略〕		
〔2 法第三十三條の規定によりサブテックス受信機を備える船舶局		
〔3 略〕		
〔四 略〕		
第四十四條の二 〔略〕		
2 〔略〕		
船舶局	時間	周波数
〔一・二 略〕	〔略〕	〔略〕
三 サブテックス受信機を備える船舶局(第四十二條第三号の(2)に該当するものを除く。)	〔略〕	〔略〕
〔四 略〕	〔略〕	〔略〕
〔3・4 略〕		
(使用電波)		
第七十條の二 海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。		
〔一〜三 略〕		
四 無線電話を使用する場合(第三号及び第三号に掲げる場合を除く。) A三E電波二七、五一四kHz若しくはF三E電波一五六・八kHz又は通常使用する呼出電波		

改正前		
(電源用蓄電池の充電)		
第五條 義務船舶局等(法第三十四條の義務船舶局等をいう。以下同じ。)の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。		
〔2 同上〕		
(義務船舶局等の無線設備の機能試験)		
第六條 〔同上〕		
〔2・3 同上〕		
4 高機能グループ呼出受信機(施行規則第二十八條第九項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。)を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。		
(聴守電波等)		
第四十二條 〔同上〕		
〔一・二 同上〕		
三 〔同上〕		
〔1 同上〕		
〔2 法第三十三條の規定によりサブテックス受信機を備える船舶局		
〔3 同上〕		
〔四 同上〕		
第四十四條の二 〔同上〕		
2 〔同上〕		
船舶局	時間	周波数
〔一・二 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
三 サブテックス受信機を備える船舶局(第四十二條第三号の(2)に該当するものを除く。)	〔同上〕	〔同上〕
〔四 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔3・4 同上〕		
(使用電波)		
第七十條の二 〔同上〕		
〔一〜三 同上〕		
四 無線電話を使用する場合(第三号及び第四号に掲げる場合を除く。) A三E電波二七、五一四kHz若しくはF三E電波一五六・八kHz又は通常使用する呼出電波		

<p>〔2・3 略〕 (遭難信号の前置) 第八十二条の三 遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項(第八十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。</p> <p>一 インマルサット人工衛星局又は一、六二二・三五 MHz から、一、六二六・五 MHz までの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>〔2・3 同上〕 (遭難信号の前置) 第八十二条の三 「同上」</p> <p>一 インマルサット人工衛星局又は一、六二二・三五 MHz から、一、六二六・五 MHz までの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」</p> <p>〔二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(義務船舶局等の無線設備の条件)</p> <p>第三十八条 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第三十三条の規定により義務船舶地球局(法第十三条第二項の船舶地球局をいう。)に備えるインマルサット船舶地球局及びインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>第三十八条の二 義務船舶局等(法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。)の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第三十八条の三 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上)連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>一 次に掲げる無線設備のいずれかのもの</p> <p>イ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから三、九〇〇kHzまでの周波数の電波を使用するもの(施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶局又は同項第三号の義務船舶局等のものに限る。)</p> <p>ロ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するもの(施行規則第二十八条第一項第三号の義務船舶局等のものに限る。)</p> <p>ハ 船舶地球局の無線設備(施行規則第二十八条第一項第三号(4)七の船舶地球局のものに限る。)</p> <p>〔三 略〕</p> <p>第三十八条の四 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 義務船舶局等に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識及び第四十五条の三の五に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(船舶地球局等の無線設備の条件)</p> <p>第四十条の四 「略」</p>	<p>(義務船舶局等の無線設備の条件)</p> <p>第三十八条 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 施行規則第二十八条の二第一項のインマルサット船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>第三十八条の二 義務船舶局等(法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。)の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>第三十八条の三 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから三、九〇〇kHzまでの周波数の電波を使用するもの(施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号の義務船舶局のものに限る。)</p> <p>ロ J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するもの(施行規則第二十八条第七項の義務船舶局のものに限る。)</p> <p>ハ 船舶地球局の無線設備(施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。)</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>第三十八条の四 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 義務船舶局に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識及び第四十五条の三の五に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>(船舶地球局等の無線設備の条件)</p> <p>第四十条の四 「同上」</p>

<p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 高機能グループ呼出受信機は、第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔1〕3 略〕</p> <p>四 第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）</p> <p>〔5 略〕</p> <p>〔6 略〕</p> <p>（ナブテックス送信装置）</p> <p>第四十条の九 F-B電波五一八kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔1〕4 略〕</p> <p>2 F-B電波四二四kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、前項第一号（イを除く。）、第二号及び第三号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>〔1〕3 同上〕</p> <p>四 第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>〔6 同上〕</p> <p>（ナブテックス送信装置）</p> <p>第四十条の九 F-B電波五一八kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔1〕4 同上〕</p> <p>2 F-B電波四二四kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、前項第一号（イを除く。）、第二号及び第三号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔1・2 同上〕</p>
--	---

(電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部改正)

第五条 電波法による伝搬障害の防止に関する規則(昭和三十九年郵政省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

改正前

(高さの算定)

第三条 法第百二条の三第一項に規定する地表又は水面からの高さの算定については、工作物の敷地に接する道路の路面の中心の位置（当該工作物の敷地に接する道路がない場合は、当該工作物が周囲の地面と接する位置）のうち最低のもの又は当該工作物に接する水面からの高さによるものとする。

(施工中となる準備の完了)

第六条 法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があったこととする。

「一〜三 略」

四 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による港灣管理者（同法第二条第一項に規定する港灣管理者をいう。第十一条において同じ。）の許可（港灣区域内の水域の占用に係るものに限る。）

五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣の許可

六 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港灣法第二条第三項の港灣区域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この号において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるもの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）

(工事等の届出)

第八条 法第百二条の三第一項、第二項（同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定による届出は、それぞれ別表第一号、第二号又は第三号の様式による届書に当該高層建築物等に係る次の図面（法第百二条の三第二項の規定による届出については変更後の図面）を添えて行なうものとする。この場合において、同条第五項の規定による届出については、当該届出に係る指定行為が施工中であることを証する書面を当該届書に添付しなければならない。

一 設置場所付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示するほか、水上に設置される高層建築物等にあつては経緯度を明示すること。）

二 配置図（縮尺、方位及び設置場所内の位置を明示すること。）

(高さの算定)

第三条 法第百二条の三第一項に規定する地表からの高さの算定については、工作物の敷地に接する道路の路面の中心の位置（当該工作物の敷地に接する道路がない場合は、当該工作物が周囲の地面と接する位置）のうち最低のものからの高さによるものとする。

(施工中となる準備の完了)

第六条 「同上」

「一〜三 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

(工事等の届出)

第八条 「同上」

一 敷地付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

二 配置図（縮尺、方位及び敷地内における位置を明示すること。）

〔三 略〕

(書類の提出)

第十一条 法第百二条の三、第百二条の四若しくは第百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地、所在地又は第六条第四号の許可を行う港灣管理者である地方公共団体（港灣管理者が港灣法第四条第一項の規定による港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域若しくは同条第六号の許可を行う都道府県知事が管轄する区域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第九条に規定する協議会を組織することとなる関係都道府県知事が管轄する区域を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。

別表第一号様式（第八条参照）

高層建築物等予定工事届

年 月 日

総務大臣 殿

住 所（注1）
氏 名（注2）

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

長

辺

1	建築主住所氏名（注1）	電話
2	工事請負人住所氏名（注1、注4）	電話
3	工事下請人住所氏名（注1、注4）	電話
4	工事の種別	
5	設置場所の位置（注5）	
6	高層建築物等の最高部の高さ（注6）	
7	高層部分の構造及び主要材料	

〔三 同上〕

(書類の提出)

第十一条 法第百二条の三、第百二条の四若しくは第百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地又は所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。

別表第一号様式（第八条参照）

高層建築物等予定工事届

年 月 日

総務大臣 殿

住 所（注1）
氏 名（注2）

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

長

辺

1	建築主住所氏名（注1）	電話	番
2	工事請負人住所氏名（注1、注4）	電話	番
3	工事下請人住所氏名（注1、注4）	電話	番
4	工事の種別		
5	敷地の位置（地名・地番）		
6	高層建築物等の最高部の地表高及び 海抜高		
7	高層部分の構造及び主要材料		

8	工事着手予定年月日
9	工事完了予定年月日
10	その他参考となる事項（注3、注4）

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 略]

4 工事請負人住所氏名欄（工事下請人がある場合は、工事下請人住所氏名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。

[(1)～(6) 略]

(7) 港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）の通知の写し

(8) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第六項の規定による公告の写し

(9) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可の通知の写し

(10) 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）の通知の写し

5 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。

6 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海拔高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。

別表第二号様式（第八条参照）

8	工事着手予定年月日
9	工事完了予定年月日
10	その他参考となる事項（注3、注4）

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 同左]

4 [同左]

[(1)～(6) 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

別表第二号様式（第八条参照）

高層建築物等変更届

年 月 日

総務大臣 殿

住 所 (注1)

氏 名 (注2)

高層建築物等について、 年 月 日届け出た事項を次のとおり変更する

第百二条の三第二項
ので、電波法 第百二条の三第六項 の規定により、(別紙の図面を添えて)届けま
第百二条の四第二項

す。

1	建築主住所氏名 (注1)	電話
2	届出済みの設置場所の位置 (注3)	
3	変更の内容 (新旧対照を含む。)	
4	その他参考となる事項	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長 辺

[注1・2 略]

3. 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度(世界測地系(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。)に従つて測定された経緯度をいう。)を用いて記載すること。

別表第三号様式(第八条参照)

高層建築物等変更届

年 月 日

総務大臣 殿

住 所 (注1)

氏 名 (注2)

高層建築物等について、 年 月 日届け出た事項を次のとおり変更する

第百二条の三第二項
ので、電波法 第百二条の三第六項 の規定により、(別紙の図面を添えて)届けま
第百二条の四第二項

す。

1	建築主住所氏名 (注1)	電話	番
2	届出済みの敷地の位置 (地名・番号)		
3	変更の内容 (新旧対照を含む。)		
4	その他参考となる事項		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長 辺

[注1・2 同左]

[新設]

別表第三号様式(第八条参照)

高層建築物等工事計画届

年 月 日

総務大臣 殿

住 所 (注1)

氏 名 (注2)

施工中の高層建築物等の工事計画は次のとおりであるので、電波法第二条の三第五項の規定により、別紙の図面及び施工中であることを証する書面を添えて届けます。

長
辺

1	建築主住所氏名 (注1)	電話
2	工事請負人住所氏名 (注1)	電話
3	工事下請人住所氏名 (注1)	電話
4	工事の種別	
5	設置場所の位置 (注4)	
6	高層建築物等の最高部の高さ (注5)	
7	高層部分の構造及び主要材料	
8	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第六条各号のいずれかに規定する処分を受けた年月日	
9	工事着手予定年月日	
10	工事完了予定年月日	

高層建築物等工事計画届

年 月 日

総務大臣 殿

住 所 (注1)

氏 名 (注2)

施工中の高層建築物等の工事計画は次のとおりであるので、電波法第二条の三第五項の規定により、別紙の図面及び施工中であることを証する書面を添えて届けます。

長
辺

1	建築主住所氏名 (注1)	電話	番
2	工事請負人住所氏名 (注1)	電話	番
3	工事下請人住所氏名 (注1)	電話	番
4	工事の種別		
5	敷地の位置 (地名・地番)		
6	高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高		
7	高層部分の構造及び主要材料		
8	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第六条各号のいずれかに規定する処分を受けた年月日		
9	工事着手予定年月日		
10	工事完了予定年月日		

11 その他参考となる事項（注3）

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 略]

- 4 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。
- 5 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海拔高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。

11 その他参考となる事項（注3）

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 同左]

[新設]

[新設]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記もある。

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正)

第六条 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <p>【一〜四 略】</p> <p>五 放送用 放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>六 【略】</p> <p>七 【略】</p> <p>八 【略】</p>	<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 【同上】</p> <p>【一〜四 同上】</p> <p>五 中波放送用 中波放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>六 短波放送用 短波放送（電波法施行規則第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>七 超短波放送用 超短波放送又は超短波多重放送（超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、超短波放送に該当しないものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>八 テレビジョン放送用 テレビジョン放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>九 受信障害対策放送用 法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送であつて、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>十 データ放送用 データ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。</p> <p>十一 【同上】</p> <p>十二 【同上】</p> <p>十三 【同上】</p>
<p>(無線局の区分)</p> <p>第四条 法第七十一条の二第一項第一号イの無線局の区分は、次のとおりとする。</p> <p>【一〜三十 略】</p> <p>三十一 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が放送用であるもの</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p>	<p>(無線局の区分)</p> <p>第四条 法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。</p> <p>【一〜三十 同上】</p> <p>三十一 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が中波放送用であるもの</p> <p>三十二 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が短波放送用であるもの</p> <p>三十三 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が超短波放送用であるもの</p> <p>三十四 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの</p> <p>三十五 無線通信の態様が放送業務である無線局であつて、無線局の目的が受信障害対策放送</p>

三十二 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が放送用であるもの
「削る」

「削る」

三十三〜五十六 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第七十一条の二第一項第一号イの無線局の区分は、前項各号に掲げる無線局の区分を二以上組み合わせたものとする事ができる。
(給付金の支給基準)

第六条の二 法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 法第七十一条の二第一項第一号へに規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は無線設備の代替有線設備への変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の周波数若しくは空中線電力の変更又は無線設備の代替有線設備への変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとする事。

二 法第七十一条の二第一項第二号ロに規定する共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の無線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとする事。

三 前二号の変更又は当該変更に伴い連鎖的に生じる周波数若しくは空中線電力の変更若しくは代替有線設備若しくは共同利用促進設備への変更が無線局の運用を阻害することのないようにするため、無線設備の変更の工事を必要のある免許人が当該無線局の無線設備の変更の工事をしようとする事。

四 前二号の変更が受信設備（特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。）の運用を阻害することのないようにするため、当該受信設備の設置者がその運用の確保に必要な受信設備の変更の工事をしようとする事。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

用であるもの

三十六 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的が超短波放送用であるもの

三十七 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの

三十八 無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であつて、無線局の目的がデータ放送用であるもの

三十九〜六十二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、前項各号に掲げる無線局の区分を二以上組み合わせたものとする事ができる。
(給付金の支給基準)

第六条の二 「同上」

一 法第七十一条の二第一項第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の周波数又は空中線電力の変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとする事。

「新設」

一 前号の周波数若しくは空中線電力の変更又は当該変更に伴い連鎖的に生じる周波数若しくは空中線電力の変更が無線局の運用を阻害することのないようにするため、無線設備の変更の工事を必要のある免許人が当該無線局の無線設備の変更の工事をしようとする事。

二 前二号の周波数又は空中線電力の変更が受信設備（特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。）の運用を阻害することのないようにするため、当該受信設備の設置者がその運用の確保に必要な受信設備の変更の工事をしようとする事。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法第一条の規定による改正前の電波法第十四条第一項の規定により交付された第一条の規定による改正後の電波法施行規則第七条の二に規定する船舶地球局の免許状については、この省令の施行の日以後、当該免許状に記載された免許の有効期間が満了するまでの間は、当該免許状における免許の有効期間は無期限と記載されているものとみなして、電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年総務省令第八十五号）附則第五条の規定を適用する。
- 3 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法施行規則第二十八条の規定により備え付けている義務船舶局の無線設備の機器については、第一条の規定による改正後の電波法施行規則第二十八条の規定にかかわらず、引き続き当該義務船舶局の無線設備に備え付ける場合に限り、従前の例によることができる。